

# 例会報告

第2780回例会報告議事録

日時 令和7年3月18日(火曜日)

場所 ハート柏迎賓館

時間 12:15点鐘

ロータリーソング「それでこそロータリー」

ゲスト：弁護士 古谷野賢一様

ビジター：なし

S.A.A.：梶会員

## 会長挨拶

日暮会長



この間まで確定申告モードで何をやっていたかわからなくなってしまいました、今日どうしようかと思ったのですが、地区の方から大船渡山林火災の義援金の案内が来ています。

古谷野先生、今日は卓話をよろしくお願いいたします。

## 親睦委員会報告

野田委員長



3月26日(水)に柏東ロータリークラブさんとの夜間親睦合同例会を行いますので、よろしくお願いいたします。バスの行程はラインの方に載せてあります。直接行く方は事前に言っていただければと思います。

6月3日(火)、4日(水)に静岡の米山記念館の方に親睦旅行に行きます。参加される方は早めにお知らせいただければと思います。10名に達しない場合は中止にさせていただきたいと思います。米山に今まで行けていないとのことだったので今年こそ行きたいと思いますので、ご参加の程よろしくお願いいたします。

## 出席委員会報告

木村(政)委員長



20名(出席免除者含む)出席(全員で32名) 出席率62.50%  
業務による欠席：梶会員、上村(英)会員、上村(文)会員、木村会員、  
前田会員、湯下会員、米田会員

ZOOMによる出席：古谷野会員、福武会員、藤本会員

## 会員増強委員会

川村会員



新入会員についてのご報告です。

1月に卓話をいただいた甲斐俊光様、2月に卓話をいただいた佐藤寛様、2名より入会の申し込みがございました。3月4日の理事会において承認を受けて、先日会員全員に報告のメールをさせていただきました。異議の申し立てはございませんでしたので、両人の入会を承認することとなりました。



- ・本日、お弁当がたくさん余っていますので購入して持って帰ってください。
- ・先週末、米山奨学生のデビット君の卒業式に木村さんの代わりに出席して感謝状をいただけてきました。

## 卓話

弁護士 古谷野賢一様



よく終活と言われますが、そのひとつとして遺言書の作成というものがあります。今日は、遺言書の作成と注意点についてお話しさせていただきます。

まず相続というものがどういう仕組みになっているのかお話しさせていただこうと思います。

相続というのは、ある人が亡くなった時にその人が持っているプラスの財産やマイナスの財産を一定の親族の人が全部承継することです。

第1順位、第2順位、第3順位と順位が決まっています。

まず相続人は配偶者である妻や夫、第1順位は子ども、長男長女です。長女が遺言者より先に亡くなっている場合にはそのお子さんが代襲相続人になります。そのお孫さんも亡くなっている場合には更にその下の曾孫さんという風にずっと下まで代襲相続が続きます。

お子さんがいない場合には第2順位の父母、父母がいない場合には祖父母というような感じで上にずっと行きます。養父母ももちろん入ります。

第3順位というのが兄弟姉妹です。弟さんが亡くなっている場合はそのお子さん、甥姪になりますが、第3順位の場合は甥姪までになります。

法定相続分というのは奥さんが1/2で、子どもが1/2になります。子どもが複数いる時は、実子、養子、嫡出子、非嫡出子、全部均等になります。

第2順位の場合は、配偶者が2/3、父母が1/3になります。

第3順位の場合は、配偶者が3/4、兄弟姉妹が1/4となります。

配偶者のみの場合は全部配偶者が相続します。

相続財産の中にはプラスだけでなく、借金のようなマイナス（消極財産）の財産も相続することになります。

生命保険金は基本的に相続財産にはならず保険受取人が取得します。それしかない場合には例外的に子どもにも分けることもあります。

死亡退職金も相続財産にはなりません。

相続人は3ヶ月以内に単純承認か、プラスの財産を限度としてマイナスの財産も引き継ぐ限定承認、または放棄をしなければなりません。放棄や限定承認の手続きは家庭裁判所で行います。

3ヶ月以内に何もしなかったら法定単純承認ということで承認したとみなされてしまいます。

被相続人が死亡した数年後に多額の借金があることがわかった場合どうなるかということ、3ヶ月なんてとっくに過ぎていますが、最高裁の判例は、そのことを知った時から3ヶ月以内に相続放棄をすればいいと認めています。

遺言書がない場合の相続手続きは、相続人全員による遺産分割協議を行い合意が成立したら遺産分割協議書を作成し印鑑証明を添付します。

全員の合意があれば法定相続分通りでなくてもよく、1人が全部もらっても構いません。

遺産分割の主な方法としては、現物分割、土地は全部長男が相続して、他の兄弟にお金を払う代償分割、看過分割というような方法があります。

やっかいなのは行方不明者がいる時です。不在者財産管理人を選定して家庭裁判所に申し立てる必要があります。行方不明者はえてして他の兄弟に迷惑をかけていることが多いのですが、家庭裁判所は法定相続分を基本とするので遺産分割協議がむずかしいことがあります。

遺産分割協議がうまくいかない時は家庭裁判所で審判することになります。

不動産の相続登記には遺産分割協議書、全員の印鑑証明書、住民票、戸籍謄本、被相続人の出生から死亡までの全戸籍と最後の住民票が必要になります。

金融機関で資産の換価等を行うにも上記の書類が必要となり、相続人全員の実印押捺を求められることが多いです。

遺言というのは、被相続人が生前において自分の死後における財産その他の一定の事項について決定や指図をする意思を指します。この財産は誰々に相続させたい、等です。

遺言が複数ある時は、新しい遺言によって古い遺言は変更されたこととなります。

特定継承というのは、遺言によってA土地、B建物、C預貯金、D株式というように継承者を指定することです。遺言書の効力は遺言者が亡くなった時に生じるので、長男にこれを相続させると遺言しても、長男が亡くなった場合はそのままではその部分の財産は宙に浮いた形になります。それが困るようだったら、長男の誰それに相続させるとかする必要があります。

遺言の方式としては、よく利用されるのは自筆証書遺言です。これは15歳以上の誰でも簡単に作れますが、令和7年3月吉日というように日付が特定できないと全体が無効となります。

また、加除訂正の仕方が厳格に定められており容易ではありません。弁護士でもよく注意しないと間違えるくらいの難しさがあります。

家庭裁判所での遺言書の検認が必要です。

誰にも相談することなく手軽に作成することはできますが、形式が不備だと無効となる可能性があります。

A4サイズで作成した自筆証書遺言を法務局で保管してくれる自筆証書遺言書保管制度というものがあります。これは検認は不要になります。申請手数料は3,900円です。

公証人が遺言者の口授遺言の趣旨を聴き取って作成する公正証書遺言というものがあります。承認2人の立会いが必要です。遺言の財産の価額に応じた手数料がかかりますが、公証人によるチェックが入るため遺言能力や遺言内容の有効性の問題は生じにくいです。

平成元年以降に作成された公正証書遺言については、相続人が全国の公証役場において遺言検索を行うことができます。

遺言書がある場合の相続手続きは遺言執行者が手続きを行います。

不動産登記や金融機関での手続きは遺言書によってできます。

遺留分というのは法定相続人(兄弟姉妹以外)に最低限保証された遺産取得分で、最低でもこの割合だけは遺産を取得できると主張できる受取分を指します。

たとえば、配偶者や子どもの取得分をゼロにするような遺言書を作ることはできます。が、このような場合に配偶者や子どもは何かできるかというと、遺留分減殺額請求権の行使ができます。遺留分とは一定の法定相続人に認められている相続割合です。兄弟姉妹には遺留分はありません。

遺留分を侵害された場合は遺留分侵害額請求権を行使することができます。侵害されたこ

とに気づいた時から1年以内に行使しなければなりません。

遺言無効となる例としては、誰に財産を渡すのかという点で長男の鈴木一郎、甥の鈴木一郎、と書けば特定されますが、名前だけだと特定されず無効になります。住所か身分関係で特定することが必要になります。

鈴木一郎、という字が間違っていると無効になる可能性もあります。自筆証書の場合、誰のチェックも入らないので形式的な不備がないかどうか、かなり慎重にする必要があります。

認知症になった状態で遺言書が作成されて遺言能力が争われたことが、一昨年、去年とありました。遺言者が介護認定を受けていらしたので、介護記録や医師の記録、たとえば長谷川式認知症テストの結果とか介護認定申請の時の記録や主治医の意見とか、介護でかなりひどい状態だった場合は遺言能力が否定されたケースが1件あります。認知症が進む前に遺言書を作った方がいいと思います。

いずれにしても転ばぬ先の杖ということだと思いますので、皆様そろそろ遺言書の作成を考えていただいてもいいのかなと思います。

ちょっと時間を超過して申し訳ありませんでした。失礼致します。



## 閉会の点鐘

日暮会長

古谷野先生、卓話の方ありがとうございました。遺言書ということで、相続で揉めないで収まるのが一番いいのですが、親が亡くなってしまうと結構、兄弟同士でも思わぬ考えが出てくるがよくありますので、そうならないように遺言書なり、親の考えなりをよく聞いておくのも一つの分割の案かなと思います。今日はどうもありがとうございました。

これで3月第3例会を終了させていただきます。ありがとうございました。

## ニコニコBOX

お名前	メッセージ	金額
日暮会長	卓話ありがとうございました。	1,000円
寺井幹事	卓話ありがとうございます。	1,000円
小野会員	古谷野様、貴重な卓話ありがとうございました。	1,000円
倉持会員	古谷野様、大変勉強になりました。	1,000円
川村会員	古谷野さん卓話ありがとうございました。	1,000円
小池会員	古谷野弁護士様 卓話ありがとうございました。	1,000円
関根会員	古谷野先生 卓話ありがとうございます。	1,000円
野田会員	古谷野様 卓話ありがとうございました。	1,000円
村越会員	古谷野様 卓話ありがとうございました。	1,000円
山本会員	古谷野先生 卓話ありがとうございました。	1,000円
依田会員	古谷野先生 卓話ありがとうございました。	1,000円
		当日計 11,000円
		今期累計 350,000円

今週の表紙「アビクオーレ」我孫子市本町3-2-28

ロータリーの友事務局 ホームページ [www.rotary-no-tomo.jp](http://www.rotary-no-tomo.jp) メールは [web@rotary-no-tomo.jp](mailto:web@rotary-no-tomo.jp)

環境NPOオフィス町内会が中心となって2005年に立ち上げた新たな間伐促進活動が「森の町内会」です。この活動に賛同して「印刷用紙」や「コピー用紙」を使用する企業は2009年9月現在、92社にのぼり、その環境貢献として促進される岩手県岩泉町・葛巻町・青森県三沢市での間伐は、年間30haの規模になっています。グリーン購入大賞で大賞を、山村カコンクールで林野庁長官賞を受賞しています。



この印刷物に使用している用紙は、森を元気にするための間伐と間伐材の有効活用に役立ちます。

我孫子ロータリークラブは、環境貢献として、「森の町内会」を応援します。